

## 陳 情 文 書 表

令 2 陳 情 第 1 5 号	令 和 2 年 5 月 2 6 日 受 理
件 名	新型コロナウイルス感染症対策における臨時休校に伴う子どもたちの心のケアと豊かな学びの保障を求める陳情
陳 情 者	平塚市浅間町 1 2 - 4 1 中地区教職員組合 執行委員長 小嶋 豊綱
陳 情 の 要 旨	
<p>中地区教職員組合では、子どもたちに寄り添い、豊かな学びを保障するために教職員定数の改善、教育予算増額等の取組を進めてきました。</p> <p>中央教育審議会では、4月30日「全国の学校教育関係者のみなさんへ」を公表し、臨時休業等になったことにより、学校が子どもたち、保護者、地域にとって、社会のセーフティーネットとしての役割をも果たしているとの認識が改めて確認されました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により3月から臨時休校が行われています。休校中も教職員は電話やポスティング、ICT機器を活用するなどあらゆる手法を用いて、子どもの心のサポートや居場所づくり、学習支援に努めてきました。しかし、子どもたちにとっては、共に学ぶ場を失うとともに、友人との会話や遊びを楽しむ機会が減少しました。大切な命を守るためとはいえ、失ったものも少なくありません。</p> <p>再開後の学校では、感染症に万全の対策を講じつつ、子どもたち一人ひとりに寄り添う中で、子どもたちの心のケアと豊かな学びの保障を進めていく必要があります。このことは、学校にとって未曾有のミッションとなり、多くの課題を解決していくために最大限の支援が必要となります。</p> <p>これまでの教育活動が制限された中で、授業という協働的な学びを補完するためには、一人ひとりの学びを支援するための教職員配置が今以上に必要となります。さらに、ストレスや不安を抱える子どもたちには、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援が求められます。また、感染症対策に万全を期するためには、スクール・サポート・スタッフの全校配置が必要です。こうした職員が配置されることで、教員が子どもたち一人ひとりに寄り添い、きめ細やかな関わりができます。</p>	

さらに、今後の感染症対策による臨時休校を想定した際に、子どもたちの学びを保障するために、パソコン、タブレット、スマートフォン等のICT機器を活用することは、有効な手段となります。しかし、ICT機器やインターネット環境の整っていない家庭もあることから、その環境整備は急務となっています。導入のための予算措置はされましたが、通信料、機器のメンテナンス、ソフトウェアの提供などは、自治体の負担となっています。公教育の一部としてのICT機器活用については、国の予算措置により実施されることが望まれます。

前例がない緊急事態の中で、学校が子どもたちや保護者の不安に向き合うとともに、「社会総がかり」で子どもたちの心のケアと豊かな学びの支援を継続して行う必要があります。

以上の趣旨から、秦野市議会におかれましては、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

#### 陳情事項

- 1 子どもの命と心のケアを含む心身の健康保持及び豊かな学びの保障に向け、きめ細やかな支援や配慮のための人的配置を拡充すること。
- 2 いかなる状況の中でも学びの継続を平等に保障するため、必要な環境整備を国の財源の下に進めること。